

令和 5 年 6 月 9 日現在

機関番号：16201
研究種目：若手研究
研究期間：2018～2022
課題番号：18K12665
研究課題名（和文）臨床試験における承諾の機能と限界に関する比較刑法的検討

研究課題名（英文）Consent in Clinical Trials: A Comparative Approach

研究代表者

天田 悠 (AMADA, Yu)

香川大学・法学部・准教授

研究者番号：90779670

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、臨床試験の正当化判断枠組みのうち、特に、臨床試験における「手続」履行の刑法的意義を明らかにすることを目的とする。このような目的意識のもと、申請者は、ドイツ医事刑法における実体的規定と手続的規定を中心に、環境刑法・経済刑法等の隣接領域の議論から示唆を得て、被験者の同意を取得する「プロセス」に着目しつつ、臨床試験の（刑）法的評価を規定する、という計画のもと研究を遂行した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究が完成することで、臨床試験をより安定的に運用するための法理論的基盤を提供することができる。現在の被験者だけでなく将来の潜在的な患者にとってもメリットが見込まれる点に、本研究の社会的意義がある。また、「被害者の同意」という刑法学の伝統的課題に対し、臨床試験という新たな視点から示唆を与えることができるため、刑法理論全体に対する学術的寄与も大きい。さらに、本研究の成果は、医療事故、安楽死、治療の中止・差控えといった臨床試験以外の問題領域にも応用が可能であり、今後の研究への広がりも期待できる。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to clarify the framework for determining the justification of clinical trials, in particular, the criminal law significance of "process" in clinical trials.

The research plan is as follows: (1) to analyze the relationship between substantive and procedural requirements in German criminal law, (2) to obtain suggestions from discussions on environmental criminal law and economic criminal law, and (3) to clarify the criminal law evaluation of clinical trials, focusing on the "process" of patient and subject consents.

研究分野：刑事法学

キーワード：刑法 医事法 臨床試験 臨床研究 同意 手続化 ドイツ スイス

1. 研究開始当初の背景

(1)〔本研究課題の申請時における背景〕現在の通説的理解によれば、患者の同意は、医的侵襲行為を正当化する際の、最も重要な要件だといわれている。しかし、患者の身体に侵襲を行う際、同人の意思をどこまで尊重すべきか、という問題について、統一的理解は現状存在しない。医的侵襲に対する同意の法的意義と限界を明らかにし、患者の自己決定権を保障するための法的基盤を与えるとともに、医師等の医療従事者のため、法的に許される医的侵襲と許されざる医的侵襲との間のボーダーラインを示す必要がある。

以上のような要請は、臨床試験の場面において特に先鋭化する。臨床試験とは、新たな医薬品や医療器具等、またはその候補の安全性・有効性を確認するために、研究開発・治療段階で行われる試験をいう。もっとも、このような臨床試験をめぐる、医薬品医療機器等法(薬機法)をはじめ、わが国の法律、および各種の倫理指針は、この試験がいかなる法的枠組みのもとで正当化されるかを明らかにしていない。したがって、問題の解決はもっぱら法解釈に委ねられている。

(2)〔申請時における動機〕本研究計画の申請時、申請者は、特に優先的に取り組むべき問題が、「臨床試験の正当化において被験者の同意はいかなる役割を果たすか」と考えた。すなわち、臨床試験を法的に正当化する要件は現在確定されていないところ、その要因は、従来の学説が、臨床試験における同意の法的機能を十分に説明してこなかった点にある。そこで、医的侵襲一般との相違を意識しつつ、臨床試験の特殊性を踏まえた同意論を提示する必要がある、と考えたのである。

2. 研究の目的

〔当初の研究目的〕そこで本研究課題の申請当初、以下の3つを課題として設定していた。

(1) 臨床試験の正当化枠組みの全体像を明らかにするための比較法的検討

臨床試験の正当化においては、被験者の同意のみならず、試験から得られるベネフィットとそれに伴うリスクとの衡量が求められる。しかし、従来の先行研究は、同意とその他の医学的正当化要件との関係を必ずしも明晰に提示してこなかった。そこで本研究課題では、臨床試験の正当化枠組みの全体像を説明し、そのなかで「被験者の同意」がどのように位置づけられるかを明らかにしようとした。

(2) 「被害者/被験者の同意」の刑法的性質を解明するための解釈論的検討

被験者は、必ずしも、当該試験の性質を十分に理解して承諾を与えるわけではない。臨床試験の目的や手法は、最先端の学術的知見を含むものであり、被験者がこれを説明によって完全に理解することは、本来困難だからである。しかし、従来の刑法理論では、「被害者の同意」が犯罪の成立を否定するためには、被害者が当該事象を十分に理解して同意を与える必要がある、といわれている。この点で、伝統的な刑法学における「被害者」の同意と、臨床試験における「被験者」の同意は、性質を異にする。そこで本研究課題では、刑法学上の「被害者の同意」との比較を通じて、臨床試験における「被験者の同意」がどのような法的性質を有するのか、を明確化しようとした。

(3) 比較法的知見の総合とそれに基づく新たな「同意」モデルの構築

最後に、本研究課題は、上記課題(1)および(2)の検討から得られる比較法的・解釈論的知見を、既存の議論と接合することによって、新たな同意論を提示することを目指した。具体的な検討手順は、次の通りであった。すなわち、ドイツ法とスイス法の理論的到達点を確認し、わが国との共通点と相違点を括りだす。そして、以上より得られる知見を再検討し、わが国オリジナルの「同意」の法的機能と限界を明らかにする。

3. 研究の方法

以上3つの課題に取り組むため、申請者は当初、次のような研究計画を立てた。

(1) まず、ドイツ法・スイス法との比較を通じて、臨床試験の正当化の全体構造を明らかにする、との計画を立てた。ドイツ法は、医薬品法(AMG)と医療製品法(MPG)を柱として、臨床試験を法的に規制している。またスイスでは、2000年の治療薬法(Heilmittelgesetz)が医薬品の臨床試験を規制していたところ、2010年に新たに挿入された連邦憲法118b条が人を対象とする研究に関する原則を定めたことを受け、2011年に人体研究法(Humanforschungsgesetz)が制定された。スイス法は、ドイツ法と体系を同じくするが、スイス医学アカデミー(SAMW)等による倫理指針の制定も盛んであり、法的観点以外の議論の蓄積もある。臨床試験の規制を考える上では法的観点のみならず、倫理的観点も欠かせない。スイス法を比較対象とすることで、法と倫理の両観点から示唆を得ることが期待された。

(2) 次に、臨床試験の正当化構造のうち、「同意」に焦点を当てた研究を行うことを計画した。具体的には、ドイツ法との比較を通じて、臨床試験における「被験者の同意」固有の法的性質を明らかにしようとした。わが国の刑法典が同意の一般規定を置いていないのに対し、ドイツ刑法典には、同意傷害に関する 228 条がある。この刑法 228 条をめぐる判例・学説はわが国にもすでに紹介されているが〔注 1〕、近年ドイツでは、医療問題に対する法的関心の高まりを受けて、新たな理論動向がみられる。それにもかかわらず、申請当時、ドイツにおける最近の状況につき、わが国には紹介すら存在しなかった。

(3) 最後に、以上の研究から得られる比較法的知見を総合し、わが国における既存の議論との接合を試み、これにより新たな「承諾」論の枠組みを提示する、との計画を立てた。具体的には、まず、ドイツ法・スイス法の検討から、各国の理論的到達点を再確認し、わが国との共通点・相違点を括りだす。そしてこれらの比較法的検討を踏まえて、わが国オリジナルの「同意」の法的機能と限界を明らかにする。これにより、臨床試験を安定的に運用するための法理論的基礎を提示することを目指した。

4. 研究成果

(1)〔研究の主な成果〕 以上が、本研究課題の申請時における目的と方法であったが、研究の進展に伴い、本研究は、臨床試験の法的正当化の判断枠組みのうち、特に、「臨床試験における手続履践の刑法的意義を明らかにすること」を、研究目的として再設定するに至った。具体的には、ドイツ医事刑法の実体的規定と手続的規定を中心に、環境刑法や経済刑法等の隣接領域の議論からも示唆を得て、被験者の同意を取得する「プロセス」「手続」に着目しつつ、臨床試験の刑法的評価を規定する、との計画を立てた。各年度に遂行した研究の内容は、大要以下の通りである。

まず、2018(平成 30)～2019(平成 31/令和元)年度は、ドイツ医事刑法に関する研究、特に、ドイツ医薬品法と医療機器法の実体的・手続的規定を対象に、臨床試験の法的正当化構造の骨子を明らかにしようとした。ドイツ医薬品法と医療機器法は、被験者の同意が実体法上有効となる要件を子細に掲げる一方、その他の医学的正当化要件に関しても詳細な手続規定を置いている。そこで 2018 年度上半期は、医薬品法と医療機器法の規制を手がかりに、臨床試験をめぐるドイツ法の現況を明らかにすることで、臨床試験の実体的正当化判断の大枠とその具体的要件を析出・提示した〔注 2〕。

しかし、ドイツ法の研究を進めるうちに、この問題を抜本的に解決するためには、より根源的な「問い」に取り組まなければならない、ということが判明した。すなわち、被験者・患者の意思確認プロセスを、(刑)法的にどのように把握するか、という問いがこれである。たしかに、現在わが国の学説では、一定のプロセス・手続に従うことが、当該行為を不可罰とする方向に働くという結論については、意見の一致がみられるように思われる。しかし、このような手続を踏むことが、犯罪の成否に「なぜ」、そして「どこまで」影響を与えるのか、その理論的根拠は何に求められるのかは、必ずしも明らかではない。そこで、このような、新たに生じた「問い」に取り組むために、2018 年度下半期～2019 年度上半期は、関連する外国語文献の収集・購読に研究時間の大部分を当てることにした〔注 3〕。

そこで 2020(令和 2)～2021(令和 3)年度は、上記の研究を深めるとともに、の研究を中心に計画を遂行した。近時、ドイツ法は、構成要件該当性・違法性阻却の判断過程で、行為者が一定の「手続」を履践すること、そしてこれに違背することの意義をさかんに議論するようになってきている。この議論のキーワードが、「手続化」(Prozeduralisierung)である。そこで、2020 年度は、(a)ドイツ法の「手続化」をめぐる動きを、さらに追跡調査するとともに〔注 4〕、(b)臨床試験を主導する「(製薬)企業」の犯罪という切り口から、背任罪や贈収賄罪の領域にも分析対象を広げることとした〔注 5〕。

さらに、2021(令和 3)～2022(令和 4)年度は、上記の研究と並行して、の研究計画にも着手した。先述のように、ドイツの医事(刑)法では、「行為者が予め定められた『手続』ルールを遵守することは、法的にどのような意義を持つか」という問題(手続化)が関心を集めている。そして有力な学説では、この「手続化」の特徴的な適用場面の一つが、臨床試験における倫理委員会の審査だ、といわれている。そこで 2022 年度は、臨床試験、特に倫理委員会との関連で「手続化」がいかなる形態で発現し、また、それが(刑)法理論的にどのように基礎づけられるか、を検討した。

(2)〔得られた成果の国内外における位置づけ〕 従来の先行研究は、ドイツ医薬品法の一部の条文を訳出したもの〔注 6〕が、わずかに存在するにすぎなかった。これに対して、本研究は、単なる条文紹介にとどまらず、わが国に導入可能な部分とそうでない部分を選別し、わが国にとって有益な比較法的示唆の抽出・獲得に軸足を置いた。このような従来欠けていた比較法学的作業に取り組む点に、本研究の意義がある。

(3)[インパクト] 先行研究の多くは、臨床試験の許容要件を刑法上の正当化事由一般との関係で抽象的に論じる傾向が強かった。これに対して、本研究は、博士学位論文の成果〔注7〕をもとに、「臨床試験の正当化判断枠組みのうち、特に、臨床試験における『手続』履践・違背の刑法的意義を明らかにすること」という具体的課題を設定し、被験者の同意との関連で検討を試みた。このような観点から、「被験者の同意」固有の機能と限界の解明を試みた点に、本研究の学術的独自性がある。

(4)[今後の展望] 本研究が完成することで、臨床試験を安定的に運用するための法理論的基盤を提供することができる。現在の被験者だけでなく将来の潜在的な患者にとってもメリットが見込まれる点で、本研究の社会的意義は大きい。また、「被害者の同意」という刑法学の伝統的課題に対して、臨床試験という新たな切り口から示唆を与えることもできる。その意味で、本研究が刑法理論全体に対する学術的寄与も大きい。さらに、本研究の成果は、医療事故、安楽死、治療の中止・差控えといった臨床試験以外の問題領域にも応用することが可能である。この点で、今後の研究への広がりも期待できる〔注8〕。

(5)[当初予期していなかったことから得られた新たな知見] 上記の研究に関しては、新型コロナウイルス承認審査との関係で、ドイツの医薬品承認制度について包括的に調査する機会を得た〔注9〕。ドイツの医薬品承認制度それ自体は、本研究計画にとって直接の関心事ではなかったが、医薬品制度の大枠を押さえることができたのは、本計画の遂行にとって大変有益であった。加えて、ワクチンの「打ち手」問題との関連で、ドイツの「医薬」規制についても、包括的に調査する機会を得た〔注10〕。

引用文献

- 〔注1〕 わが国の先行研究として、塩谷毅『被害者の承諾と自己答責性』(2004年)126頁以下、佐藤陽子『被害者の承諾』(2011年)258頁以下等がある。
- 〔注2〕 研究成果の一部として、天田悠「臨床試験の法的正当化——ドイツ医薬品法・医療機器法を素材として」年報医事法学33号(2018年)11頁以下がある。
- 〔注3〕 この時期に執筆した外国文献紹介として、天田悠「フランク・ザリガー『(刑)法における手続化』」早稲田法学94巻2号(2019)247頁以下。
- 〔注4〕 この時期に公刊した研究成果として、天田悠「刑法における『手続化』論の基礎的考察(1)～(3・完)——ドイツにおける諸学説の批判的検討を手がかりとして——」香川法学39巻3・4号(2020年)39頁以下、40巻1・2号(2020年)67頁以下、40巻3・4号(2021年)101頁以下。なお、この論文の書評として、飯島暢「刑事法学の動き」法律時報93巻12号(2021年)148-152頁があり、この書評を通じてさらに「手続化」に関する理解を深めることができた。飯島教授には、この場を借りて改めて御礼を申しあげたい。
- 〔注5〕 経済刑法に関する研究成果の一部として、天田悠「背任罪における任務違背行為と『手続』の履行」山口厚ほか編集委員『高橋則夫先生古稀祝賀論文集〔下巻〕』(2022年)417頁以下等。さらに、ヘニング・ローゼナウほか(天田悠訳)「保健医療制度における汚職」香川法学41巻3・4号(2022年)247頁以下。
- 〔注6〕 甲斐克則『被験者保護と刑法』(2005年)91頁以下〔初出1998年〕、山中敬一『医事刑法概論』(2021年)56頁以下〔初出2013年〕等。
- 〔注7〕 天田悠『治療行為と刑法』(2018年)。
- 〔注8〕 本研究成果を応用したものとして、只木誠=グンナー・デュトゲ編『終末期医療、安楽死・尊厳死に関する総合的研究(日本比較法研究所研究叢書123)』(2020年)75頁以下、345頁以下〔天田悠〕, Yu Amada, in: Duttge/Steuer/Tadaki (Hrsg.), Menschenwürde und Selbstbestimmung in der medizinischen Versorgung am Lebensende, 2022, S. 57 ff.
- 〔注9〕 天田悠「ドイツの医薬品承認制度——新型コロナウイルスに焦点を当てて(特集:パンデミック宣言下における緊急事態の医薬品等使用許可・承認制度に関する研究)」医事法研究5号(2022年)153頁以下。
- 〔注10〕 天田悠「ドイツにおける『医薬』規制の現状と課題——連邦医師法とハイルプラクティカー法からの示唆——」甲斐克則編『医事法講座 第12巻 医行為と医事法』(2022年)299頁以下。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計23件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 6件）

1. 著者名 天田 悠	4. 巻 -
2. 論文標題 治療行為における「遅れると危険」と推定的同意 オーストリア刑法110条を手がかりとして	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 山口厚 = 酒巻匡 = 大澤裕 = 川出敏裕 編集委員 『寺崎嘉博先生古稀祝賀論文集 [下巻]』（成文堂）	6. 最初と最後の頁 89-108
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 天田 悠	4. 巻 71
2. 論文標題 旧薬事法66条1項の規制する「記事を広告し、記述し、又は流布」する行為の意義 ディオバン事件最高裁決定 [最高裁判所令和3.6.28決定]	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 158-164
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 天田 悠	4. 巻 -
2. 論文標題 背任罪における任務違背行為と「手続」の履行	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 山口厚 = 井田良 = 佐伯仁志 = 松原芳博 = 仲道祐樹 編集委員 『高橋則夫先生古稀祝賀論文集 [下巻]』（成文堂）	6. 最初と最後の頁 417-434
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 ヘニング・ローゼナウ = ヘニング・ローレンツ = リザ・ヴェントリッチ（天田悠訳）	4. 巻 41・3=4
2. 論文標題 保健医療制度における汚職	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 香川法学	6. 最初と最後の頁 247-274
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 天田 悠	4. 巻 -
2. 論文標題 ドイツにおける「医業」規制の現状と課題 連邦医師法とハイルプラクティカー法からの示唆	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 甲斐克則編『医事法講座 第12巻 医行為と医事法』（信山社）	6. 最初と最後の頁 299-322
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 天田 悠	4. 巻 40, (1・2)
2. 論文標題 刑法における「手続化」論の基礎的考察（2） ドイツにおける諸学説の批判的検討を手がかりとして	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 香川法学	6. 最初と最後の頁 67-108
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 天田 悠	4. 巻 66
2. 論文標題 ドイツにおける感染症対策と刑事法の対応 感染症予防法の改正とトリアージの刑法的評価を中心として（特集・感染症対策と刑事法）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 17-31
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 天田 悠	4. 巻 40, (3・4)
2. 論文標題 刑法における「手続化」論の基礎的考察（3・完） ドイツにおける諸学説の批判的検討を手がかりとして（藤田寿夫教授退職記念号）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 香川法学	6. 最初と最後の頁 101-137
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 比較刑法研究会（代表：高橋則夫）・天田悠	4. 巻 67
2. 論文標題 ヴェラ・ベルゲルソン「同意の抗弁（The Defense of Consent）」 比較刑法ノート(24)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 130-139
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 天田 悠	4. 巻 60
2. 論文標題 医師法17条にいう「医業」の内容をなす医行為の意義 タトゥー事件控訴審判決 [大阪高等裁判所平成30.11.14判決]	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 176 - 183
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 キム・フィリップ・リノー（仲道祐樹=天田悠訳）	4. 巻 53 (1)
2. 論文標題 医事法における推定的承諾—慣習法上認められた自己決定という幻想か？—	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 比較法学（早稲田大学）	6. 最初と最後の頁 167 - 189
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 比較刑法研究会（代表：高橋則夫）・天田悠	4. 巻 62
2. 論文標題 ベアトリス・ブルンヘーバー「薬物犯罪（Drug Offenses）」 比較刑法ノート(19)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 136 - 143
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 天田 悠	4. 巻 39 (3・4)
2. 論文標題 刑法における「手続化」論の基礎的考察(1) ドイツにおける諸学説の批判的検討を手がかりとして	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 香川法学	6. 最初と最後の頁 39 - 69
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 天田 悠	4. 巻 33
2. 論文標題 臨床試験の法的正当化 ドイツ医薬品法・医療機器法を素材として	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 年報医事法学	6. 最初と最後の頁 11-16
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 比較刑法研究会(代表:高橋則夫)・天田 悠	4. 巻 58
2. 論文標題 〔外国刑事法研究〕タチアナ・ヘルンレ「犯罪化論(Theories of Criminalization)」ー比較刑法ノート(15)ー	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 91-100
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 天田 悠	4. 巻 94 (2)
2. 論文標題 〔外国文献紹介〕フランク・ザリガー「(刑)法における手続化」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 247-259
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 天田 悠	4. 巻 5
2. 論文標題 ドイツの医薬品承認制度 新型コロナワクチンに焦点を当てて (特集: パンデミック宣言下における緊急事態の医薬品等使用許可・承認制度に関する研究)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 医事法研究	6. 最初と最後の頁 153-173
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 天田 悠	4. 巻 -
2. 論文標題 コメント (セッション 2: 治療中止とその正当化要件)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 只木誠 = グンナー・デュトゲ編 『終末期医療、安楽死・尊厳死に関する総合的研究 (日本比較法研究所研究叢書123)』 (中央大学出版部)	6. 最初と最後の頁 75-80
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Yu Amada	4. 巻 -
2. 論文標題 Kommentar (2. Kapitel: Zur Kontroverse um eine angemessene Sterbehilfebegrifflichkeit und typologie)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Duttge/Melanie Steuer/Makoto Tadaki (Hrsg.), Menschenwürde und Selbstbestimmung in der medizinischen Versorgung am Lebensende: Ein deutsch-japanischer Vergleich (Mohr Siebeck)	6. 最初と最後の頁 57-61
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 ヘニング・ローゼナウ (天田 悠 = 甲斐克則訳)	4. 巻 1
2. 論文標題 人を対象とする研究の法的要件	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 甲斐克則 責任編集 『医事法研究【創刊第1号】』 (信山社)	6. 最初と最後の頁 65-80
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 天田 悠	4. 巻 4
2. 論文標題 医師法17条にいう「医業」の内容となる医行為の意義（タトゥー事件最高裁決定）（最決令和2年9月16日刑集74巻6号581頁）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 松原芳博 = 杉本一敏編『判例特別刑法 第4集』（日本評論社）	6. 最初と最後の頁 301-309
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 天田 悠	4. 巻 -
2. 論文標題 認知症患者に対する看護師の爪ケア事件（福岡高判平成22年9月16日判タ1348号246頁）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 甲斐克則 = 手嶋豊編『医事法判例百選 [第3版]』（有斐閣）	6. 最初と最後の頁 146-147
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 天田 悠	4. 巻 -
2. 論文標題 被害者の同意と錯誤 自殺ごっこ事件（札幌高判平成25年7月11日高刑速（平25）号253頁）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 松原芳博編『続・刑法の判例〔総論〕』（成文堂）	6. 最初と最後の頁 60-71
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 4件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 天田 悠
2. 発表標題 刑法解釈論からみたトリアージ ドイツ法に基づく問題点の抽出・検討
3. 学会等名 2021年度広島医療社会科学研究センター・シンポジウム・第8回広島大学大学院人間社会科学研究科設立記念セミナー「コロナ禍に直面する医療を社会科学はどう見るのか」（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 天田 悠
2. 発表標題 医事刑法における手続化 当事者間の討議・協議に基づく意思決定プロセスの刑事法的規律
3. 学会等名 中央大学・日本比較法研究所「生命倫理と法」研究会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 天田 悠
2. 発表標題 治療中止とその正当化要件 井田報告およびヒルゲンドルフ報告へのコメント
3. 学会等名 シンポジウム「終末期医療、安楽死・尊厳死に関する総合的研究」（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 天田 悠
2. 発表標題 刑法における治療行為の正当化
3. 学会等名 日本刑法学会関西支部会冬期例会（招待講演）
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>広島医療社会科学センター・シンポジウム「コロナ禍に直面する医療を社会科学はどう見るのか」 https://www.hiroshima-u.ac.jp/gshs/news/68626</p>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------